

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

七

告 示

福島県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月二十日から同年二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

2 騒音の発生に係る事項

店舗の営業時間延長に際しては営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。

4 廃棄物に係る事項等

分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。

5 その他

夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

(商業まちづくり課)